

国立大学法人滋賀医科大学公益通報者保護規程

平成20年10月30日制定
平成27年3月26日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における公益通報者又は相談者の保護等を定めるとともに、本学における法令遵守を推進し、社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員等」とは、本学の職員及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者をいう。

2 この規程において、「職員等以外の者」とは、公益通報等の対象事実に關係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者をいう。

3 この規程において、「公益通報」とは、職員等又は職員等以外の者が、本学又は本学の役員及び職員等に法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を不正の目的でなく通報することをいう。

4 この規程において、「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。

5 この規程において、「相談」とは、法令等の違反行為に該当するかどうかの確認等に関する質問及び相談を行うことをいう。

6 この規程において、「公益通報等」とは「公益通報」に「相談」を加えたものをいい、「公益通報者等」とは「公益通報等」を行った者をいう。

(公益通報者等の保護)

第3条 学長は、公益通報者等及び調査への協力を行った者の職場環境が悪化するとのないように適切な措置を講じなければならない。

2 役員及び職員等は、公益通報者等及び調査への協力を行った者に対して、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行ってはならない。

(通報)

第4条 職員等は、公益通報等を行う場合、次条に定める窓口を活用することで、業務の公正な運営に努めるものとする。

2 職員等以外の者が、公益通報等を行う場合は、前項に準ずるものとする。

(窓口)

第5条 本学の公益通報等の窓口は、総務課とする。

2 前項に加えて、学外の窓口を第7条第2項第4号に規定する弁護士とする。

(公益通報等の方法等)

第6条 公益通報等の方法は、公益通報者等の氏名、身分等、連絡先を明らかにし、文書又は電子メールで行うものとする。

2 公益通報は、前条に定める窓口の担当者（以下「窓口担当者」という。）が、法令違反行為を行った、行っている又は行おうとしている者及びその内容が具体的であるものを受け付けるものとする。

3 窓口担当者は、公益通報を受け付けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知し、学長及び監事へ報告するものとする。

4 窓口担当者以外の職員が公益通報を受けたときは、速やかに窓口担当者に連絡するか、又は当該公益通報者に対し、窓口に公益通報を行うように助言しなければならない。

(公益通報の調査)

第7条 本学に公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事 1名

(2) 教育研究評議会で選出された評議員 3名

(3) 総務課長

(4) 本学が定める弁護士 1名

(5) その他学長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号、第4号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

6 委員会は、公益通報として受領した事案（ハラスメント、研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用関係の事案は除く。）について、必要に応じて関係部署と連携・協力しながら調査を実施し、事実の確認を行うものとする。ただし、委員会の委員が関係する公益通報事案の調査には、当該委員は関与させないものとする。

7 委員長は、必要に応じて関係部署に必要な資料の提出を求め、調査を依頼することができる。

8 委員長は、調査の内容について、学長に報告するものとする。

(協力義務)

第8条 役員及び職員等は、調査に際して協力を求められた場合は協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、役員及び職員等の不正行為が明らかになった場合、学長は速やかに是正措置及び再発防止の為の必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、調査の結果、法令又は本学規則等に違反するなどの不正が明らかになったときは、当該不正に関与した職員等に対し、就業規則に基づく懲戒処分等を科すことができる。

(通知)

第10条 委員会は、調査を終えたときは、公益通報者に対し、公益通報された者の信用、名誉及びプライバシーに配慮しつつ、調査結果及び是正措置等について通知するものとする。

(不正行為及び是正措置等の公表)

第11条 大学の社会的責任の明示及び役員及び職員等へ啓発を図るため、社会的に重大な影響を及ぼすような不正行為については、当該不正行為の事実及びその是正措置並びに再発防止措置を公表するものとする。

(秘密保持)

第12条 公益通報に関する業務に関わる者は、業務で知ることのできた秘密を他に漏

らしてはならない。

2 調査に協力した役員及び職員等は、調査の内容について他に漏らしてはならない。
(不正の目的)

第13条 職員等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正な目的の通報を行ってはならない。そのような通報を行った職員等には、就業規則等に従って処分を科すことがある。

(疑義事案に関する調査等)

第14条 その他法令違反行為の疑いがある事案については、第7条、第8条、第9条、
第11条及び第12条の規定を準用する。

(公益通報等以外の通報の取扱い)

第15条 職員等及び職員等以外の者に含まれない者からの通報又は相談については、
公益通報等に準じて取り扱うものとする。

(事務)

第16条 委員会に関する事務は、総務課が行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が
別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。